

児童扶養手当制度等の見直しについて（案）

児童扶養手当制度等の改善事項（案）

○児童扶養手当制度の改善事項

1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする（次期通常国会に法案を提出予定）。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

○未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用（平成28年改正法附帯決議事項）

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

※ 2018年（平成30年）の利用料の改定や所得額の算定の時期にあわせて実施予定。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院） 抜粋

平成二十八年四月二十八日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。
- ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体に取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

児童扶養手当の支給回数の見直しについて(案)

児童扶養手当の支給回数について、平成31年11月支給(8月分~10月分)から、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現在>

平成29年4月支払				8月支払				12月支払			
H28.12月	H29.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



<見直し案>

➡ 奇数月の支払に変更

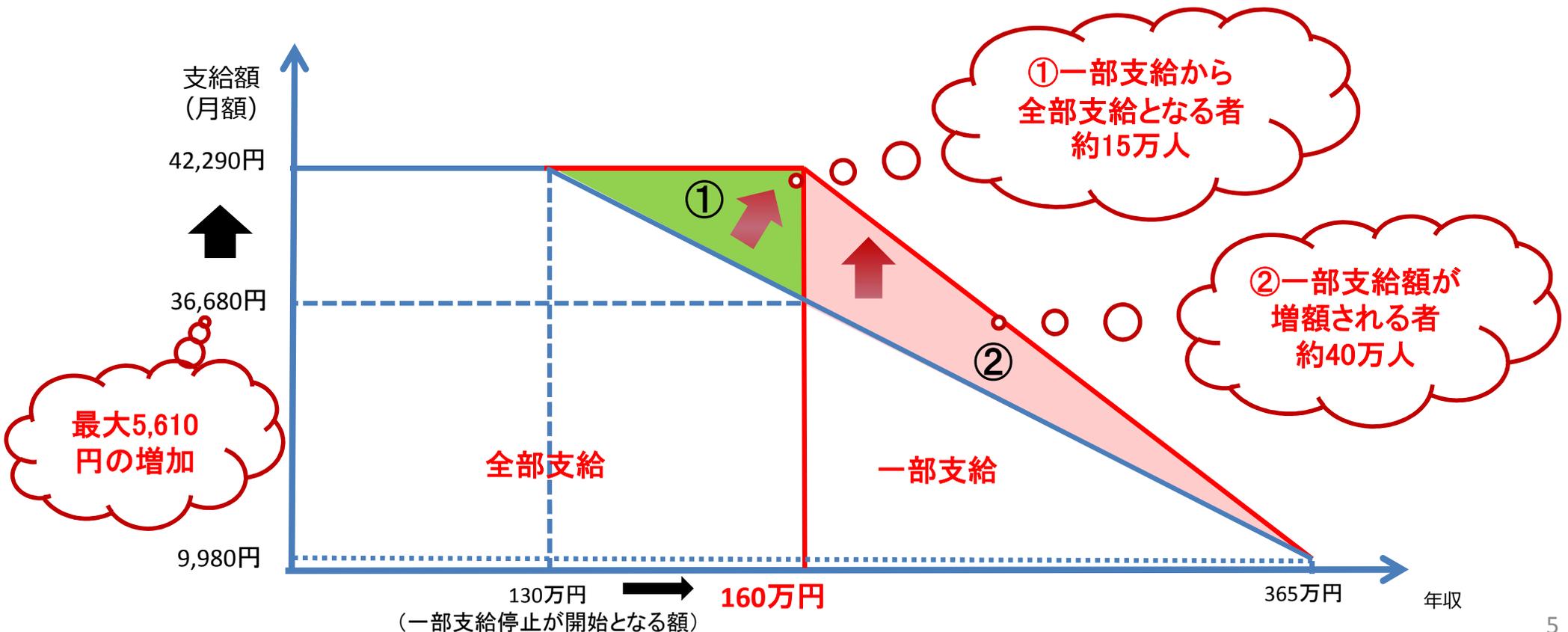
平成31年4月支払				8月支払				11月支払			平成32年1月支払		3月支払	
H30.12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32.1月	2月

児童扶養手当所得制限限度額の引上げについて（案）

概要

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
 - ※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、
扶養親族等の数が3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

（例） 所得制限限度額引上げのイメージ図



児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げについて（案）

概要

- 全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。
※ 一部支給及び扶養義務者等所得制限限度額は据え置き
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

2018年度（平成30年度）予算（案）

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円

うち、所得制限限度額引き上げによる所要額（4ヶ月分）

国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円

（平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

<所得制限限度額表>

扶養親族等の数	受給資格者本人						孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給				一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	収入ベース (H30.8～)	所得ベース	所得ベース (H30.8～)	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	1,220,000	190,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※ 児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数は、例年のおり2018年（平成30年）1月末の全国消費者物価指数の実績値の公表をもって情報提供を行う予定である。

未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について（案）

概要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

1. 子ども関係

事業等名	適用内容
子どものための教育・保育給付費負担金（※1）	利用負担額の決定
児童扶養手当（※2）	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定
児童入所施設措置費等	徴収額の決定
未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定
結核児童療育給付事業	徴収額の決定

（※1）内閣府予算に計上

（※2）養育者及び扶養義務者

2. 障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
	利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

3. 健康関係

事業等名	適用内容
難病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定
肝炎治療特別促進事業	自己負担額の決定
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	自己負担額の決定
感染症医療費負担金	自己負担額の決定
結核医療費負担金	自己負担額の決定
訪問介護利用被爆者助成事業	適用対象者の決定
ハンセン病療養所退所者給与金	給与金月額の決定
ハンセン病療養所非入所者給与金	給与金月額の決定
特定配偶者等支援金（ハンセン）	支援金月額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施。
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）。